

平成 22年 8月 26日現在

研究種目：若手研究（B）  
 研究期間：2007～2008  
 課題番号：19730041  
 研究課題名（和文） 外国判決に対する異議申立に関する立法論的提言のための比較法的抵触法的研究  
 研究課題名（英文） A Comparative Law Study on the Opposition to Foreign Judgments from the Viewpoint of Conflict of Laws  
 研究代表者  
 釜谷 真史（KAMATANI MAFUMI）  
 西南学院大学・法学部国際関係法学科・准教授  
 研究者番号：30363302

## 研究成果の概要：

外国判決の背後にある請求権に対してわが国において執行債務者が異議を申立てたいと考えた場合に、執行債務者はどのような手段がとりうるのか、という問題について、わが国外国判決承認執行制度の母法といえるドイツにおける比較法的議論を検討の視座とし、この問題に含まれる理論上の問題点を比較法的に整理し、わが国における従来の議論と比較したうえで、この問題を考える上での今後の検討課題を明らかにした。

## 交付額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2007年度	1,200,000	0	1,200,000
2008年度	500,000	150,000	650,000
年度			
年度			
年度			
総計	1,700,000	150,000	1,850,000

研究分野：社会科学・法学

科研費の分科・細目：国際法学

キーワード：外国判決の承認執行、外国判決に対する異議、民事執行法 24 条、民事執行法 35 条、外国判決の遮断効、異議申立の国際裁判管轄、異議審理の準拠法、異議判断の効力

## 1. 研究開始当初の背景

外国判決に基づく強制執行については明文がなく、債務者が執行阻止のためにいかなるアクションをとり得るだろうか。

従来の議論は①「執行債権者が先にアクションを起こした場合」に、②「執行債務者は外国判決後にはじめて生じた事情を抗弁として主張することの可否」のみに集中し、さらに裁判例では、③「執行債務者の主張を認

めて執行を阻止できさえすればそれでよい」という状況に陥っており、それ以外の場面について研究の深化がなされていない状況であった。

すなわち①' 執行債権者が起こす前については、わずかに消極的確認の訴えの可能性が示唆されるにとどまり、②' 外国判決の時点で存在していた事情だが証拠がないために持ち出しえなかった事実といった、外国判決

後に生じたのではないが封じられていたわけではない事情をどのように処理するかについての議論はなされていない。さらに、③'執行債務者の異議を審理して執行を食い止めるとしても、そもそもかかる抗弁をわが国が審理してよいのか（国際裁判管轄）、抗弁はいずれの国の法に従って審理するのか（抗弁審理の準拠法）さらには抗弁審理した結果後訴にいかなる影響を与えるのか（抗弁判断の後訴に与える効果）、といった問題については研究が進化しておらず、たとえば、執行債務者が執行債権者に対する反対債権の存在を執行判決請求訴訟で主張した場合、かかる抗弁を執行判決の管轄裁判所が審理しうるのか、審理しうるとして準拠法は何か、反対債権の存在を認め執行を拒絶したがその後、執行債務者が後訴で当該反対債権に関する給付判決を求めた場合にどのように処理されるべきか、といった問題が検討されていないというのが、研究開始前の状況であった。

## 2. 研究の目的

本研究は、わが国において外国判決の執行債務者にはいかなる異議申立方法が認められるのか、異議が認める判断にどのような効力が与えられるのかという問題について、現在わが国執行制度のもとで可能とされる執行債務者の異議申立手段および含まれる問題点を整理したうえで、あるべき異議申立の方法および内容を明らかにし、必要に応じ、その成果を立法論的提言として発信することを目的とするものである。

## 3. 研究の方法

比較法的手法を用いる。なかでも、ドイツはとくに、わが国の外国判決承認執行制度のモデルとなっており、わが国における議論にも大きな示唆を与えうると思われるため、ドイツにおける議論を中心に検討を進めた。なお、とくに参照した文献は、Zöller/ZPO, Stein-Jonas/ ZPO, MünchenerKommentar ZPO, Geimer/Internationales Zivilprozessrecht, Andreas Nelle, Anspruch, Titel und Vollstreckung im internationalen Rechtsverkehr, 2000 である。

## 4. 研究成果

### (1) 研究の主な成果

①請求権と債務名義、執行の関係についての比較法的（フランス、スイス、イングランド、アメリカ）整理：

多くの国で請求権・債務名義・執行を区別する（権利確定機関と執行機関の分離：分離原則）ため、債務名義に対する異議申立方法

と執行に対する異議申立方法が並立することになる。

請求権に対する異議の審査が問題となった場合、両異議審査機関が同一（スペイン、南米、スイス等、執行手続きが裁判手続と相似。イングランドは執行コントロールと請求権の事後審査は同一裁判所で実施）である場合は、いずれにゆだねるかの問題は生じない。しかしそうでない場合には問題が生じる。

債務名義側に寄せて考える場合（アメリカ）と執行側に寄せて考える場合（フランス、ギリシャ、ドイツの通説（請求異議の性質を債務名義から執行力を除去する形成訴訟とする））とがあるが、前者では執行国には管轄が認められにくくなるという問題があり、後者では「いずれにせよ執行を止められればよい」という思考が働きやすく、異議審査の管轄や準拠法に配慮が欠けがちになる危険がある。

### ②ドイツにおける議論の整理：

わが国において外国判決の執行債務者にはいかなる異議申立方法が認められるのか、異議を認めた判断にはどのような効力が与えられるかという問題には、細かく見ると次のような論点が含まれる。

ア) どのような事実の主張が、外国判決や、その後出された当該外国判決をめぐる当該外国あるいは第三国における判決（以下、第二判決とする）によって遮断されるか。

この点、遮断効が外国判決や第二判決の効力と考えるのか、いかなる事実を主張しうるかを定める執行規則にすぎないのかの議論、前者を取るとしてもその効力が訴訟法上の効力なのか実体法上の効力なのかの争いがある。ドイツは外国判決等の訴訟法上の効力であると解する見解が有力であるが、その場合でも効力が等置されるのか拡張されるのかでさらに争いがある。等置と考える場合には、「外国において ZPO767 条（請求異議訴訟）の基準時に対応する時点がいつであるか」を確定する必要があり、また当事者の予測可能性の点から問題がありうる。他方拡張と考える場合は、ZPO767 条 2 項と同等と評価されるすべての効力が遮断されることになる。

「ZPO767 条 2 項と同等」性の判断の際には、遮断効の目的が判決確定力の保護にあることを中心として考えるべきとされる（被告の訴訟遂行態度への制裁を目的とした効力は除外される）。

イ) 請求権に対する異議は執行判決請求訴訟（ZPO722, 723 条）において主張しうるのか、それとも請求異議訴訟（ZPO767 条）を提起しなければならないのか。

この点、債務者保護の観点からはこれを肯

定する見解が通説的であるが、裁判・執行の分離、迅速な執行の観点（債権者保護）の観点、また執行判決請求訴訟での異議審査にどのような既判力が与えられるかが不明であるという点からは、むしろ否定すべきとの見解もある。この点、請求異議訴訟は外国判決とは原告被告を逆にした訴訟ともいえるのであり、むしろこちらでの主張を本則とし、請求異議訴訟における判決に確定力を認めるべきであるとも主張される。

ウ) 上記訴訟における管轄はどのように考えるべきか。

規定上、ZP0722 条訴訟では債務者の普通裁判籍を有する裁判所が、ZP0767 条訴訟では第一審裁判所が管轄を持つが、請求権に対する異議に関する ZP0767 条に基づく訴訟の管轄は、内国執行債務者に対する保護の観点から 722 条 2 項類推で認めるべきであるとの見解がある。

### ②得られた視点：

第一に、「内国第二判決」さらには「外国第二判決」に対する、請求異議等における異議申立までも視野に入れたかたちでも議論が展開されている点、第二に、異議申立手続の国際裁判管轄についても配慮されている点、第三に、判決の既判力、執行判決請求訴訟の法的性質、請求異議訴訟の法的性質など、それぞれの制度についての意義が明確であること、が特徴的である。

### ③日本の議論との比較：

わが国はドイツ法を母法とした法制を取っているため、多くの点でドイツにおける議論が参考となる。

わが国では、たとえば執行債権者が執行判決請求訴訟の提起に代えて給付判決を求める訴えを提起しうるか、あるいは執行債務者は執行判決請求訴訟の中で請求異議事由を主張しうるか、という議論が主であった。

ドイツにおける議論を比較してみると、「迅速に執行したい執行債権者をどのように保護するか」「執行を阻止したい執行債務者をどのように保護するか」といった、いわば現在わが国で問題となった状況に局限した利益衡量（それも後者に関しては、子の引渡しといった個別具体的事情が裁判所の判断に大きな影響を与える事案が、議論のベースとされている）がなされる傾向がある点が大きく問題であると思われる。

法的安定性の観点からその場限りの判断は避けられるべきであるし、また一般化するとしても日本人・日本法人が執行債権者、執行債務者のいずれになるかは事案によって異なるのであり、いずれかに有利な法理をたてるべきではなかろう。外国判決は当該外国

判決をめぐる当事者間をめぐる一連の紛争に対する、ある時点における外国裁判所の判断にすぎないのであり、わが国における承認執行に際しても、請求権・債務名義・執行という流れの中でいかに判断すべきかを考えるべきである。

またわが国において上記のような利益衡量が可能となっている背景として、わが国ではドイツ以上に、執行判決訴訟や債務名義や執行文をめぐる債務者救済手続の法的性質・判断の効力、またそもそも外国判決の承認の効果（効力拡張か等置か）についての議論に決着がついていないことがあげられる。

(2) 得られた成果の位置づけとインパクト：わが国においては従来、アメリカの懲罰賠償を認める判決や子の引渡しを認める判決の承認執行の阻止といった、執行債務者の保護が問題となる事案が検討の中心となっていた。

しかし、すでに話題となっているハーグ子の奪取条約や、EU の「争いのない債権に関するヨーロッパ執行名義の創設のための、2004 年 4 月 21 日の欧州議会及び理事会の規則」等では、迅速な執行という観点がクローズアップされており、わが国においても理論面からだけでなく実務面からも「執行債権者の保護」という観点からの研究が求められると思われる。本研究は、かかる要請にこたえる基盤を形成するものである。

(3) 今後の展望：本研究においては、外国判決に関する異議申立について、問題点の分析・指摘に予想以上に多くの時間を割かざるを得なくなったため、あるべき制度設計について私見を提示し、研究目的の一つとして掲げた立法論的提言をなすことができなかつた。

今後は、上記(1)③でも述べた判決の既判力、執行判決請求訴訟の法的性質、請求異議訴訟の法的性質を明確にする、という点を足がかりに、外国判決に関する異議申立についての、債務者がとりうべき手段、その国際裁判管轄、判断の準拠法、遮断効について、私見を形成する予定である。

また、本研究では国際仲裁については対象外としていたが、仲裁との比較も今後の課題としたい。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計1件)

釜谷真史、「公序(1)——子の引渡し」、査読なし、国際私法判例百選[新法対応補正版]、2007年、196-197頁

[学会発表] (計1件)

釜谷真史、「外国判決に基づく強制執行に対する執行債務者の権利主張——国際裁判管轄・準拠法・判断の効力についての序論的考察——」、関西国際私法研究会、2006年11月25日、帝塚山大学大阪サテライトキャンパス

6. 研究組織

(1) 研究代表者

釜谷 真史 (KAMATANI MAFUMI)

西南学院大学・法学部国際関係法学科・准教授

研究者番号：30363302

(2) 研究分担者

該当なし

(3) 連携研究者

該当なし